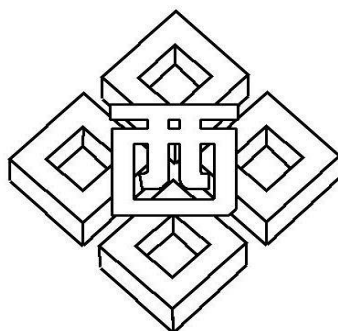


学校いじめ防止基本方針

～わたしたちは いじめを

しない させない 見逃さない ～



令和7年3月

高島市立朽木西小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（法第2条より）	
4	いじめの理解	
II	学校における施策・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組（別添Ⅰ）	
3	いじめ防止等の対策のための組織（別添Ⅱ）	
4	行動計画および年間計画（別添Ⅲ）	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
	（別添Ⅰ）学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	学校の取組	
(1)	いじめを許さない学校づくり	
(2)	いじめ防止と早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	教職研修の充実	
2	家庭との連携	
(1)	保護者と学校が一体となった学校づくり	
(2)	保護者との協力	
(3)	P T A活動の促進	
3	地域との連携	
(1)	学校運営協議会との連携	
(2)	地域への働きかけ	
	（別添Ⅱ）いじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・	5
	（別添Ⅲ）行動計画および年間計画・・・・・・・・	7

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的の方針」（平成 25 年 10 月 11 日 策定 平成 29 年 3 月 14 日 改訂）の内容、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）等の理念や目的等を踏まえ、本校児童の生活に関わる全ての関係者が連携し、いじめと児童の人権などの問題に関心を持ち続け、問題の克服に向けて取り組めるよう気運を高め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「朽木西小学校いじめ防止基本的方針」を策定します。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活及び家庭生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校のみならず社会全体で、いじめが行われなくなることを目指して推進しなければなりません。

いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもち、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであるという危機意識をもって臨まなければなりません。

3 いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜法 第2条＞

法第 2 条の定義を踏まえた上で、個々の行為が『いじめ』に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

4 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの社会でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動などの所属集構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

また、いじめは、自他ともに認められる明らかないじめだけでなく、コミュニケーション不足からくる意思の擦れ違いによるものまで、認識の違いが大きく、共通認識がむずかしいという問題を含んでいることに留意することが必要です。

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努めます。

授業等の教育活動や地域の活動など、あらゆる機会を通じて、言語能力や問題解決能力を育成するとともに、自己有用感や自己存在感を感じる取組によって、子どもたちが集団や社会の一員としての役割を担える存在となるよう支援します。

2 学校の取組（詳細は別添Ⅰに記載）

いじめの根絶へ向け、日頃から、子どもの些細な変化を見逃さず、子どもが発するサインを敏感に受け止め、子どもの個性を尊重しながら生徒指導の充実に努める。そして、人の心の痛みを受け止め、他を思いやる心を育てる学級づくりをおこないます。

高島市いじめ対策指針＜平成24年3月高島市教育委員会＞をうけ、「ストップいじめ行動計画」を作成し、学校（教師・子ども）、保護者、地域が一体となって、いじめの根絶に向けて取り組みます。

3 いじめの防止等の対策のための組織（詳細は別添Ⅱに記載）

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととします。

4 行動計画および年間計画（詳細は別添Ⅲに記載）

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進することとします。

また、いじめ防止対策委員会が中心に点検し、必要に応じて見直すこととします。

5 重大な事態への対処

次に掲げる場合は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態の発生を防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

①いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態が発生した場合には、高島市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、高島市長に報告します。また、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証します。

年度末には、いじめ防止対策委員会で学校いじめ防止基本方針の点検を行い、次年度へ向けての見直しを行います。

別添Ⅰ ◎学校の取組

Ⅰ. 学校の取組

(1) いじめを許さない学校づくり

①正義感や人権尊重の意識等の育成

全ての教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童生徒の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己有用感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。

③道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育・人権教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネット上のいじめへの対処を含む）や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

⑤児童生徒との信頼関係づくり

児童生徒が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

⑥児童生徒による主体的な活動の展開

道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめの防止等の対策にかかる取組を設ける等して、子ども同士が支え合う児童の主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

(2) いじめの防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

児童生徒の些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎内を巡回、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努めます。

②児童生徒へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回は実施し、いじめをはじめとする児童生徒の悩みや訴えを早期に把握します。アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、児童の実態の把握に努めます。

③教育相談の実施

教育相談を定期的に実施し、いじめをはじめとする悩みや課題を児童生徒の心情に寄り添い共感的な理解に努めます。また、担任だけでなく、多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行います。

④情報交換会等の実施

全ての教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。

(3) いじめへの対処

①「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全ての教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②全ての教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携を蜜に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

④重大事態への対処

重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行います。

(4) 教職研修の充実

①指導力の向上

児童生徒や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。

2. 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童生徒の様子を今まで以上に学校便り等で情報発信を行い、PTAと深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

(2) 保護者との協力

保護者と連絡をより蜜にして、児童生徒の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

(3) PTA 活動の促進

PTA 活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施する等教職員と保護者が児童生徒の様々な課題（インターネット上のいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

3. 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が、学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

(2) 地域への働きかけ

校の取組や児童生徒の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童生徒に関する課題について、理解と協力を求めます。

別添Ⅱ ◎いじめ防止等の対策のための組織

(Ⅰ) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行います。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催します。

※「いじめ防止対策委員会」が担う役割

①未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行います。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・児童・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行います。

②教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」策定後、すべての教職員に対してその主旨や重要な点を説明する。

各時期に実施される「取組評価アンケート」の分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知します。

なお、毎年、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認（変更点がない場合でも）をおこないます。

③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校基本方針」の策定後に、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。朽木西小学校ホームページで公表します。

また、取組の進捗状況や得られた成果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信する。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画することもあります。

④いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

教職員が気づいた児童の変化に関するメモ等を集約・整理する。その中で「いじめ防止対策委員会」で取り上げるべき事案がでてきた場合には、「いじめ防止対策委員会」を招集します。

⑤発見されたいじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施します。

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとします。

⑥いじめの解消

いじめが「解消している状態」であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認することにより判断します。

○いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

○いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

別添Ⅲ ◎行動計画および年間計画

令和7年度ストップいじめ行動計画

わたしたちは、いじめを しない させない 見逃さない

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます。

- 「いじめは絶対許さない」ことを児童、保護者、地域の人々に宣言し、教職員が一丸となって「いじめのないあたたかな学校づくり」を推進します。
- へき地少人数教育の研究を充実させ、一人ひとりを大切にするわかる授業、楽しい授業づくりに取り組みます。
- 子どもの心の声が聞き取れるよう、子どもとの活動を通して強い信頼関係を築きあげます。

未然防止と早期発見に努めます。

- 小さな心のサインを見逃さないように、休み時間等に子どもとの遊びを通して心のふれあいを深めます。
- 全職員で子どもたちのことを語るカンファレンスを月1回実施します。
- 「いじめについてのアンケート」を学期に1回実施し、いじめの実態把握を行います。
- 保護者との関係を密にして、保護者の声を通して子どもの状態を把握します。

職員研修の充実を図ります。

- さまざまないじめの形態やその予防方法等についての研修を行い、スキルをアップします。
- 授業力向上のため、へき地少人数教育の授業研究会や公開授業を行い授業力をアップします。
- カウンセリングマインドで子どもたちに接するため、カウンセリング演習など研修を行います。

指導体制の強化に努めます。

- 「報告」「連絡」「相談」「確認」「記録」を十分機能させ、校内体制の強化を図ります。
- 保護者、地域の人々との連携を密にし、子どもへの指導体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラー等関係機関との連携を図り、多様な指導体制を整えておきます。

説明責任を果たします。

- 保護者会等の機会を利用して、いじめ防止のための学校の取り組みを報告し、理解と協力を得ます。
- 「学校だより」を通して、いじめ問題に対する学校での取り組みを地域全体に発信し、理解や協力を求めます。
- いじめ問題が発生した場合には、保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求めます。

児 童

いじめのない楽しい学校を作ります。

- ニコッとあいさつ！元気に“はい”！
(あいさつ)
- 伸ばそうよ！自分の“とくい”大切に！
(がんばり)
- “ありがとう”を言える子、言われる子に！
(かんしゃ)

学級活動などに意欲的に取り組みます。

- いじめのない明るいクラスめざそうよ！
- みんなの思いをみんなで行動！

委員会活動・係活動

(例) 児童集会、ふるさと感謝祭

- 忘れるな！みんなの約束、これからも！

先生や保護者の話を素直に聞きます。

- 真剣に話を聞き、留めておこう心の中に！
- 困ったときは、大人の人にすぐ相談！
- 聞いたことは、勇気を出して行動に！

保護者

子どもを見守り、向き合います。

- 心がほっとする親子の時間を大切にします。
- いじめについて子どもと話し合い、しっかり考えます。
- 子どもの小さな変化も見逃さず、温かく受け止めます。

PTA活動を促進します

- 子ども育てについての学びを深めます。
- 保護者間の連携を強め、いじめをなくします。
- 地域の人々(賛助会員)の力を借りて子どもを育てる環境を大事にします。

学校と協力し解決にあたります

- いろいろな機会に学校へ行き、先生と子どものことに話し合います。
- 心配なことが出てきたら、すぐに学校に相談します。
- 学校とともにいじめ問題の解決に努めます。

令和7年度ストップいじめ行動年間計画

	教職員・児童の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	□情報交換、指導記録の引継【職員会議】 □いじめ対策に係る共通理解【職員会議】 ■いじめ撲滅宣言【始業式・学級活動】 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】	
5月	□いじめ対策に関する研修【校内研修】	◇△保護者・地域へのいじめ対策についての説明と啓発 【(PTA総会)・保護者会】
6月	■いじめ第1回アンケート・教育相談 □○△「命を大切にする授業」【朽木中学校区合同】	△◇グラウンドゴルフへの参加・参観 【グラウンドゴルフ大会】
7月	○1学期のふりかえり【児童会・終業式】	◇前期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】 △保護者対象アンケート(面談による)
8月	□1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議【職員会議・校内研修】 ◇○始業式での抱負発表【始業式】	△いじめ撲滅に向けての地域との協議【PTA幹事会】
9月	□○運動会を通した集団づくり、人間関係づくり【運動会】	△◇運動会への参加・参観 【運動会】
10月	□○西地区文化祭参加に向けての集団づくり、人間関係づくり	△◇グラウンドゴルフへの参加・参観 【グラウンドゴルフ大会】 △◇道徳授業参観【道徳授業公開】
11月	■いじめ第2回アンケート・教育相談【西地区文化祭】	△◇文化祭への参加・参観【文化祭】
12月	●人権集会【児童会活動】 ○2学期のふりかえり【児童会・終業式】	▲いじめに関する朽木地区合同研修【朽木地区PTA】 △保護者対象アンケート(面談による)
1月	□○始業式での抱負発表【始業式】	(◇新入児童保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【入学説明会】)
2月	■いじめ第3回アンケート・教育相談 □○ふるさと感謝祭を通した集団づくり、人間関係づくり【ふるさと感謝祭】	△◇ふるさと感謝祭への参加・参観【ふるさと感謝祭】 △保護者対象アンケート
3月	○1年間のふりかえり □情報交換、指導記録の引継【小中連絡会】	◇後期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
年間を通して	■休み時間・昼休みの遊び参加【毎日】 ■情報交換(全職員)【毎日】 □カンファレンス(全教職員)【職員会議】 □いじめに関わる心に響く講話【朝会】 □学校だよりの発行【月1～2回】 ●いじめをなくすための取組紹介【児童集会】	▲家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんへの取組【毎日】 △◇授業や休み時間の過ごし方等の参観【授業公開日】

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆)